

知的財産管理技能検定2級完全マスター②特許法・実用新案法【改訂7版】をご購入いただいた皆様へ

第48回(2024年7月実施)以降の検定試験を受検される場合は、法改正に基づき、弊社が発行する知的財産管理技能検定2級完全マスター②特許法・実用新案法【改訂7版】の内容について、次の通り、変更・修正のうえ、ご利用いただきますようお願いいたします。

実施回	試験日	法令基準日
第48回	2024年7月21日(日)	2024年1月1日
第49回	2024年11月17日(日)	2024年5月1日
第50回	2025年3月9日(日)	2024年9月1日

※知的財産管理技能検定の解答にあたっては、問題文に特に断りがない場合、試験日の6カ月前の月の1日現在で施行されている法令等に基づくものとされています。

該当箇所	変更前	変更後
<p>P17～18 Lesson02 意匠法の保護対象と登録要件[2] 2 新規性喪失の例外 本文全体差し替え</p>	<p>意匠は工業製品のデザインですが、工業製品は、展示会などで発表して、その反響を考慮したうえで市場販売を決定することがあります。しかし、展示会で発表すると新規性が失われてしまい、意匠登録を受けられなくなってしまう（意3条1項各号）。</p> <p>もし、このように新規性を失った意匠がすべて登録を受けられないとすると、最終的に商品化しない意匠についてまで意匠登録出願をしなければならず、出願人に大きな負担がかかってしまいます。</p> <p>そこで、自らの行為により公に知られた意匠であっても、公知となった日から1年以内に意匠登録出願をして所定の手続きを行えば、審査において新規性を喪失していないものとして取り扱ってもらうことができます（意4条2項）。</p> <p>新規性喪失の例外規定の適用が受けられる行為として、下記が該当します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ① 意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して公知となった場合（意4条1項） ② 意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して公知となった場合（意4条2項） </div> <p>「意に反して公知となる」とは、創作した意匠が盗用されてインターネットで公開されてしまった、というような場合です。このケースでも、公開されていた事実を知った日からではなく、公開されて公知となった日から1年以内に、意匠登録出願がされている必要があります。</p> <p>また、「行為に起因して公知となる」とは、意匠登録を受ける権利を有する者が自ら、販売や配布、発表等することが該当します。ただし、「発明、実用新案、意匠または商標に関する公報に掲載されたこと」により公知となった意匠は、この例外規定の適用を受けられません（特4条2項かっこ書）。</p>	<p>先述のとおり、意匠制度の趣旨は新規な意匠の保護にあるため、出願人自らが公開した場合を含め、意匠登録出願前に公開されて新規性を失った意匠と同一または類似の意匠は、意匠登録を受けることができません（意3条1項各号）。</p> <p>しかし、デザイン開発においては、1つのコンセプトから、色彩や細部の形状等にのみ違いのある類似する意匠が同時期に多数創作されることが多く、類似する複数の意匠を展示会などで発表したり、試験的に販売したりして需要を予測した上で、最終デザインを決定することがあります。</p> <p>もし、このような出願人自らの公開行為によって新規性を失った意匠がすべて意匠登録を受けられないとすると、社会の実情に沿わず、かえって産業の発達に寄与するという意匠法の趣旨に反することとなります。</p> <p>そこで、意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して意匠の新規性を喪失した場合に、公知となった日から1年以内に意匠登録出願をして所定の手続きを行えば、審査において新規性を喪失していないものとして取り扱うという例外規定が設けられています（意4条2項）。ただし、「発明、実用新案、意匠または商標に関する公報に掲載されたこと」により公知となった意匠は、この例外規定の適用を受けることができません（意4条2項かっこ書）。</p> <p>意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して意匠の新規性を喪失した場合（意4条2項）に、例外規定の適用を受けるために必要な所定の手続きは、次のとおりです（意4条3項）。</p>

なお、自らの行為により新規性を失った意匠に関しては、出願人は、次の手続きを行う必要があります(意4条3項)。

- ① 新規性喪失の例外規定を受けようとする旨を記載した書面を、意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出
- ② 新規性喪失の例外規定の適用を受けられる意匠であることを証明する書面を、意匠登録出願の日から30日以内に特許庁長官に提出

ただし、この規定は先願主義の例外ではないので、新規性を喪失した場合は、その後できる限り早く出願することが重要です。

- ① 新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする旨を記載した書面を、意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出
- ② 新規性喪失の例外規定の適用を受けられる意匠であることを証明する書面を、意匠登録出願の日から30日以内に特許庁長官に提出

新規性喪失の例外規定の適用を受けられる意匠であることを証明する書面(例外適用証明書)については、かつては、出願人が出願に係る意匠に類似する複数の意匠を出願前に公開していた場合、出願に係る意匠と同一の意匠のみならず、それに類似する他の全ての公開意匠についても、拒絶理由の根拠とならないように、公開行為ごとに網羅的に、意匠登録を受ける権利を有する者による公開であることを示すため例外適用証明書を提出する必要がありました。

しかし、近年、意匠の公開態様が多様化、複雑化してきているため、出願に係る意匠と同一、類似の公開意匠を全て網羅した例外適用証明書を作成することは、出願人の過大な負担となっていました。

そこで、令和6年1月1日以後の出願については、意匠登録を受ける権利を有する者(権利の承継人も含む)の行為に起因して公開された意匠について、最先の公開の日のいずれかの公開行為について証明することで、その日以後に公開した同一または類似の意匠についても新規性喪失の例外規定の適用が受けられるようになりました。例えば、出願に係る意匠Aについて、①出願日より半年前の4月1日午前10時に意匠Aの製品を展示会で発表し、②同日の4月1日午後3時に意匠Aに類似する意匠A'の製品を店舗で販売し、③その1か月後の5月1日に意匠Aの製品をSNSサイトに掲載した場合、最先の公開日(4月1日)の間であれば時間は問わず、①または②のいずれか一の公開行為について例外適用証明書を提出すれば足り、4月1日以降の③の公開

		<p>行為についても証明は不要です。</p> <p>また、創作した意匠が他者に盗用されてインターネットで公開されてしまった場合など、意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して公知となった場合も、公開されていた事実を知った日からではなく、公開されて公知となった日から1年以内に、意匠登録出願をすれば、審査において新規性を喪失していないものとして取り扱うという例外規定の適用を受けることができます（意4条1項）。</p> <p>ただし、意匠の新規性喪失の例外規定は、あくまでも意匠登録出願より前に公開された意匠と同一または類似の意匠は意匠登録を受けることができないという原則に対する例外規定であって、先願主義の例外規定ではないことに留意する必要があります。仮に出願前に公開した意匠について新規性喪失の例外規定の適用を受けたとしても、例えば、第三者が同じ意匠を独自に創作して先に意匠登録出願をしていた場合や先に公開していた場合には、意匠登録を受けることができません。</p>
--	--	--